

平成24年第5回県教育委員会会議 教 育 長 報 告

1 報告事項

八重山地区の教科書採択問題について

2 事項の説明

(1) 経 過

-----報告済み(～H24年第3回)-----

- ① 文部科学省に県教育委員会から意見書を提出（10月19日）
- ② 県教育委員会と文部科学省との協議（10月31日）
- ③ 県教育長と3市町教育長の意見交換（11月28日）
- ④ 3市町教育委員会へ「公民教科用図書の需要数報告」通知文書発出（11月28日）
- ⑤ 教育委員長コメント発出（11月29日）
- ⑥ 3市町教育委員会へ文部科学省文書「教科用図書の無償措置の取扱いについて」文書発出（12月2日）
- ⑦ 竹富町教育委員会から文部科学省に対し「質問書」送付（12月9日）
- ⑧ 文部科学省から竹富町教育委員会に対し「回答」（12月16日）
- ⑨ 竹富町教育委員会から文部科学省に対し「再質問書」送付（12月26日）（12月28日）
- ⑩ 県教育委員会から文部科学省へ報告「採択状況と竹富町教育委員会の方針」↑
- ⑪ 文部科学省から竹富町教育委員会に対し「回答」（12月28日）
「竹富町教育委員会に、国が無償給付することはできない。竹富町教育委員会が適切に対応する必要がある。」
- ⑫ 文部科学省の見解について（2月3日）
 - ・「竹富町教委が、住民等から寄贈された教科用図書を生徒に給与することについては、生徒や保護者の負担がなければ方法は問わない。」
 - ・「県からの公民教科用図書の需要数報告が行われなくても、答申に従った市町に対し教科用図書を給付する。」

(13) 八重山採択地区の生徒への公民教科用図書の給与について

○生徒には、他の教科用図書と一緒に4月に配布される。

- ・石垣市、与那国町：育鵬社版教科書を国の無償措置により給与
- ・竹富町：東京書籍版教科書を篤志家等の寄贈により給与

※国に対しては引き続き無償給付を求めていく。

- (2) 石垣市民、与那国町民からの「東京書籍版公民教科用図書の無償給付を受ける地位にあることを確認する」訴訟について
 - 「教科用図書を採択する権限を有していないため被告たるべき立場にない」という県の主張により、3月1日、県に対する訴訟が取り下げられた。
 - 石垣市教委及び与那国町教委への訴訟は継続されている。
- (3) 平成24年2月22日付けで、地方自治法第242条第1項の規定に基づく「沖縄県職員措置請求書」が、沖縄県監査委員に提出された。